法律

会社法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十号

会社法の一部を改正する法律

会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二条」を「第二百二条の二」に、「株主総会及び種類株主総会等」に、「第二款　種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）」を「第二款　種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）　第三款　電子提供措置（第三百二十五条の二―第三百二十五条の七）」に、「第十一節　役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条）」を「第十一節　役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条の三）　第十二節　補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第四百三十一条）」に、「第二章　社債管理者（第七百二条―第七百十四条）」を「第二章　社債管理者（第七百二条―第七百十四条の二）　第三章　社債管理補助者（第七百十四条の二―第七百十四条の七）」に、「第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付」に、「第五章　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付（第七百七十四条の二―第七百七十四条の十一）　第六章　外国会社（第八百十一条―第八百二十三条）」を「第四章の二　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付（第七百七十四条の二―第七百七十四条の十一）　第四節　株式交付の手続（第八百十六条の二―第八百十六条の十）　第六編　外国会社（第八百十七条―第八百二十三条）」に、「第二節　会社の登記　第一款　本店の所在地における登記（第九百十一条―第九百二十九条）　第二款　支店の所在地における登記（第九百三十条―第九百三十二条）」を「第二節　会社の登記（第九百十一条―第九百三十二条）」に改める。

第二条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二　株式交付　株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。

第三十九条に次の一項を加える。

5　第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

第二編第二章第八節第一款中第二百二条の次に次の一条を加える。

（取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則）

第二百二条の二　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第百九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第百九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二　募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

2　前項各号に掲げる事項を定めた場合における第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第二号及び第四号を除く。）及び第二百二条の二第一項各号」とする。この場合においては、第二百条及び前条の規定は、適用しない。

3　指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二百五条に次の三項を加える。

3　第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、第二百三条第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。

4　前項に規定する場合における前条第三項並びに第二百六条の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二百六条の二第一項中「第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。

5　指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二百九条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

第二百三十四条第一項に次の一号を加える。

九　株式交付　株式交付親会社（第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）の株式又は新株予約権等（同項第七号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者

第二百三十六条に次の二項を加える。

3　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一　取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二　定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨